

平成28年2月23日

答申第673号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「放送法、経営委員会規程および『経営委員会委員の服務に関する準則』の遵守につき各経営委員が提出した誓約書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、個人に関する情報であって開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあり、NHK情報公開規程(以下、規程)第8条1項3号に該当するため、また会長任命(人事)に関する情報でもあって開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書を各経営委員の署名部分を除いて開示することとする。署名部分については、規程第8条1項3号の不開示情報に該当するため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書を各経営委員の署名部分を除き開示することとしたこと、署名部分については規程第8条1項3号に該当するため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成27年12月 7日(第229回審議委員会)第657号諮問、審議
28年 2月 3日(第233回審議委員会)審議
2月23日(第234回審議委員会)審議、答申